

## 第 65 回 基本計画部会 議事録

1 日 時 平成 27 年 12 月 11 日（金）17:01～18:04

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 11 階共用第一特別会議室

3 出席者

### 【委員】

西村部会長、北村部会長代理、河井委員、川崎委員、嶋崎委員、白波瀬委員、関根委員、永瀬委員、中村委員、野呂委員

### 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付統計審査官

4 議 事

- (1) 経済統計の改善に向けた対応について
- (2) 未諮問基幹統計の確認について（毎月勤労統計）
- (3) その他

5 議事録

○西村部会長 それでは、ただ今から第65回基本計画部会を開催いたします。

本日は、清原委員、西郷委員、宮川委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に紹介してください。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 お手元の資料について確認させていただきます。

経済統計の改善に向けた対応については資料 1、毎月勤労統計の確認については、北村主査が基本計画部会での確認事項として整理されたものが資料 2 となります。また、これ

らの確認事項に対して、毎月勤労統計の実施府省の厚生労働省で準備していただいた資料が資料3。参考として、事務局で準備した資料が参考1となります。

このほか、メインテーブルの方々には、席上配布資料があります。席上配布資料につきましては、本部会終了後に回収させていただくこととなりますので、机の上に残しておいてください。よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

資料はよろしいでしょうか。

**○西村部会長** それでは、最初の議事です。委員会の冒頭で、私からも報告いたしましたけれども、11月4日に開催された経済財政諮問会議の議論を私は非常に重く受けとめております。

統計委員会に対し甘利大臣から、諮問会議で指摘された課題について、来春までに方針を整理するよう検討要請がありました。この点も重く受けとめております。

この要請は統計委員会のそもそもの役割とも合致しており、委員長及び部会長として、この基本計画部会で行っている法施行状況審議の中で対応していくことを皆様をお願いしたいと思います。

具体的には、毎月勤労統計、法人企業統計等の確認審議を進めるとともに、家計統計については、先ほども説明しましたがけれども、昨年の審議で指摘した内容への対応状況のフォローアップという形で行っていきたいと思っております。

その際に、個別の論点確認を端緒として、標本抽出や補正推計、インピュテーションですが、これの在り方などのサンプルに関する内容についても、横断的に議論して3月に取りまとめる報告書に盛り込みたいと考えております。

その対応と審議の流れを、前回決定した資料を改定する形で事務局が整理してくれましたので、事務局から説明をお願いします。

**○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長** それでは、資料1を御覧ください。修正を加えたところ、改定案のところは青字で見え消しとなっております。

まず、(4)は、これまで法人企業統計、毎月勤労統計、海面漁業生産統計について上記の審議を踏まえて主査が中心となって報告書案を取りまとめるとなっていたのですが、横断的な審議が加わりますので、個別統計の部分と書き入れました。

それから、(5)を加えました。家計統計について、平成26年度の報告書に示した今後の取組の方向性に対するその後の対応状況を「未諮問基幹統計の確認に対する取組方針」に基づき2月に確認するとともに、上記(3)及び家計統計の確認を通じて得られる標本に関する横断的な課題についても2月に審議し、部会長が指名する主査委員が中心となって報告書案(家計統計及び横断的な課題の部分)を取りまとめます。

最後は、(6)として、(4)及び(5)を統合する報告書を3月の部会で審議、決定します。

以上です。

○西村部会長 ただ今の説明について、御質問等があればお願いいたします。

どうぞ。

○野呂委員 質問ではなく、お願いしたいことが1点あります。冒頭の御説明で、今後は、経済財政諮問会議の審議も踏まえて検討するということを理解しました。私が申し上げるのも何ですけれども、公的統計は民間企業でも非常によく使わせていただいております。今回の公的統計の見直しにつきましては非常に高い関心を持っております。例えば、経団連でも勉強会などを始めようかという動きもあるように聞いております。

そこで、個々の統計ごとの見直しの審議に加えて、更に大きな議論もされるのかどうか、例えば公的統計体系を見直してより選択と集中を図る、あるいは行政記録情報を更に使うような道を開く等の議論もするのかどうかにつきまして、できれば早い段階でお教えいただけますと助かると思っております。よろしく申し上げます。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

相手がある話ですのでなかなかできませんが、私としては、基本的にはできるだけ早い段階で前倒しの形でやっていきたいと考えています。というのは、後ろに持っていけば持っていくほど、結局のところ何もできなくなる可能性が高いので、その意味で特に関係府省に関しては、積極的な関与をお願いしたいと考えております。それは、一般的な話です。

これ以外に関して、今の室長からの説明について、特段の御質問等がありましたらおっしゃってください。どうでしょうか。

では、ただ今の説明のとおり対応していくということで決定いたします。

次に、ただ今御了解いただいた審議検討の流れに基づいて、取りまとめを行う主査を私から指名したいと思います。

家計統計は河井委員にお願いしたいので、よろしく申し上げます。横断的な課題の部分は、私が務めたいと思います。

次に、10月26日の基本計画部会で決定し、先ほど改定した「平成26年度統計法施行状況審議（未諮問基幹統計の確認）検討の流れについて」に記載があったとおり、本日の基本計画部会では毎月勤労統計について確認いたします。

毎月勤労統計については、北村主査が中心になって確認を進めていただくこととしておりましたので、以後の進行を北村主査に申し上げます。

○北村主査 それでは、毎月勤労統計の確認の審議を進めさせていただきます。毎月勤労統計について、各委員から提出いただいた御意見等を基に事務局とも相談いたしまして、私が確認事項として整理させていただきました。

まず、資料2の2枚目以降に細かく各委員から出てきた意見が記入されているのですが、簡単に取りまとめますと大きく分けて三点あります。

第一点目は、母集団情報・標本抽出方法及びギャップの状況等について、毎月勤労統計の現状についての確認をお願いしたいということです。ここでは毎月勤労統計について、母集団情報は何か、新設及び廃止の事業所を把握しているか、標本抽出の方法と標本入替

えの方法について、どのような方法をとっているのかを確認していただきたい。標本入替え時のギャップの状況・要因について、具体的に標本入替え前に脱落している標本の特性、過去の標本入替え時のギャップの状況やその要因について報告していただきたいということが第一点目であります。

第二点目は、ギャップの縮減・補正に向けた方法についてです。標本入替えの際に発生しているギャップへの対応については、厚生労働省において改善に向け検討が行われているという話でしたが、その状況を確認したいと思います。

まず、標本入替え方法等についてですが、ここでは具体的に標本入替え方法についてどのような方法が検討されているのかを確認し、中でも多くの委員から示唆された総入替えの方式に替えてローテーション・サンプリングによる方法を採用してはどうかという意見もあったことから、厚生労働省としてどのように考えているのかを確認していただきたいと思います。

ローテーション・サンプリングに変更する場合は、母集団情報についても検討が必要となると考えられますので、その検討内容についても御報告いただきたい。

また、継続サンプルによる対前年比、同月比の算出に当たり、新旧サンプルの重複する期間を長期化できないかという意見がありましたので、それについてもどのように考えているのか確認していただきたいと思います。

賃金・労働時間指数のギャップの補正方法等についてですが、この方法として厚生労働省においてどのような方法が検討されているのか。また、労働者数の基準数値の更新時の補正方法について、どのような方法を検討しているのかを確認していただきたいということです。

第三点目は、速報値と確報値で改定される要因や傾向についてですけれども、毎月勤労統計では、毎月速報値と確報値が公表されており、数値が更新されておりますが、そもそも速報値と確報値が改定される要因やその傾向について確認していただきたいと思います。

これが主な論点ですが、今回の検討課題で論点として挙げさせていただいたもの以外にも委員から幾つか重要な御意見を頂いておりますので、それについても簡単にまとめます。

一つは、調査項目等の充実の点です。現在の毎月勤労統計の枠を超える御意見ですけれども、多様な雇用者の雇用形態あるいは雇用や給与、労働時間の把握も必要ではないかという問題意識を頂きました。

もう一つは、情報提供の充実です。標本設計や標本誤差に関する情報がウェブサイト上で容易に見つからないという指摘がありました。

また、男女別の賃金等の公表あるいはその時系列的な図表の表示、雇用形態の多様化を踏まえた1人当たりの系列ではなく支払い賃金総額の集計公表を要望するという意見もありました。

ほかにも、回収率の公表、季節調整系列の公表等、様々な公表についての改善の要望もありました。

標本設計や標本誤差に関する情報は、その統計を判断する上での基本的な情報でもあり、ユーザーとコミュニケーションを図っていく上でも容易にアクセスできるところに掲載していただきたいということをお願いしたいところです。

そういう問題があるということをお酌みいただいた上で、とりあえず私が挙げた論点について、厚生労働省から御説明いただきたいと思います。

**○石原厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課長** 厚生労働省の雇用・賃金福祉統計課長の石原です。よろしくお願ひいたします。

資料2「毎月勤労統計に係る確認すべきポイント（論点）」に沿って、資料3を中心に御説明申し上げます。

まず、資料2の1の「（1）母集団情報及び標本抽出方法について」です。資料3では1ページと2ページに当たります。

まず、1ページは、毎月勤労統計調査、以下毎勤と略称させていただきますけれども、毎勤の全体像と標本抽出方法、母集団情報をまとめたものです。

まず、毎勤は、「全国調査」、「地方調査」、「特別調査」からなります。全国調査は5人以上の事業所を対象といたしますけれども、事業所規模30人以上と5～29人によって、抽出方法、調査方法を異にいたします。事業所規模30人以上を第一種事業所、事業所規模5～29人を第二種事業所と呼んでおります。

この第一種事業所は、産業事業所規模別に定めた抽出率で抽出した事業所です。抽出には経済センサスによる事業所名簿を使います。

第二種事業所は、調査区を第1段、事業所を第2段とする二段抽出で抽出しております。調査区と申しますのは、経済センサスの調査区を複数組み合わせたもので、全国を約7万に分けたものです。

そこから抽出した調査区を統計調査員が調べて、事業所名簿を作成します。そこから事業所を選ぶという方式です。小規模な事業所は改廃が頻繁ですので、このような方式をとっているところです。

また、地方調査と申しますのは、範囲が都道府県に限られるとか、あるいは集計公表を都道府県が行うという以外は、調査の方法、集計方法、調査事項は全国調査と基本的に同じです。ただ、調査対象数が都道府県別の表章にたえるべく、全国調査では対象としない事業所もプラスして調査しているところです。

また、三つ目の特別調査は、年に1回だけ1～4人の規模の事業所の7月分を対象に行っているものです。こちらは調査区を選び、調査区内の1～4人の事業所を全て対象とする、いわゆる集落抽出の方法で対象を選んでいるところです。

以下、毎月行う全国調査について申し上げます。

資料2の1の（1）のイ、標本の入れ替えはどのように行っているかですが、これは資料3の2ページにあります。

第一種事業所とは、経済センサスによる事業所名簿から産業事業所規模別に無作為に抽

出した事業所について、予備調査の上、指定した事業所です。

抽出指定とは、従来、経済センサスあるいはその前の事業所・企業統計調査の間隔と同じ、2年ないし3年の間隔で、1月分調査で行っております。これを「抽出替え」と呼んでおります。抽出替えの月はそれまでの旧来の標本も併せて調査をいたします。これは後で述べますが、ギャップ修正があるものを行うためです。

また、調査期間中に廃止あるいは30人未満に規模縮小して、30人以上になる可能性がないと判断した事業所は指定解除をしているところです。

その代わり、1月分調査で追加指定を行っているところです。追加指定の材料はこの抽出に使った経済センサスによる名簿のほか、5～29人の第二種事業所で、先ほど統計調査員が調査区内の事業所の名簿を作ると申し上げましたが、それを作る際に1年間で新設あるいは30人以上に規模上昇した事業所の把握も併せて行っており、これも追加指定の材料としているところです。

5～29人の第二種事業所は二段抽出で抽出しますが、抽出して予備調査の上、調査対象とした事業所は18か月間調査をすることにしております。

ただ、御覧の図のように全体を3組に分けてそれぞれ1月分、7月分でスタートさせるローテーションで調査をしているところです。

以上が標本の入れ替えの状態ですけれども、次に、資料2の1の(2)のア、入れ替え前に脱落している事業所の特性で、こちらは資料3の3ページです。後ほどまた申し上げますけれども、9ページにありますように、私どもは「毎月勤労統計の改善に関する検討会」をこの夏に行ったところです。

そこでは、第一種事業所を「休止・脱落事業所」、「継続事業所」、「再開・新規事業所」の三つにグループ分けしまして、それぞれのグループの1人当たりの賃金を算出して、相互に比較をしてみたところです。

その結果、この休止・脱落事業所の賃金水準と申しますのは、継続事業所の賃金水準よりやや低い傾向がありますが、ただ、月々の変動も大きくて、更に再開・新規事業所の影響とも相殺している可能性があるところです。

具体的にお手元の資料3の参考3-1、通し番号で申し上げますと14ページに数字を紹介しております。

これは、前々回の平成24年1月分で抽出を行っているのですが、平成24年1月分で指定された第一種事業所で、その平成24年1月から平成26年11月までの各月の継続事業所と休止・脱落あるいは再開・新規事業所の平均賃金を調べたものです。

左側半分が、翌月も継続したところと翌月は提出しなかった、要するに、脱落した事業所との比較ということで、右側半分は、前月が未提出で今月また提出してきた、再開あるいは新規事業所との比較です。

御覧いただきますと、休止・脱落事業所の賃金水準は、継続事業所の9割くらいの場合も多くあり、中には100を上回っているようなところもあります。

ただ、再開・新規事業所も同じ程度の水準です。したがって、相殺している面が大きいのではないかと考えているところです。

また、通し番号15ページに資料3参考3-2があります。これは、ある月まで調査票を提出してきたが、それ以降は調査票を提出しなくなってきた事業所の最後に提出したときの賃金水準を、そのときの公表している賃金水準と比較してみたものです。参考3-2の表のとおり、必ずしも賃金が低い事業所ばかりではないことが分かるかと思えます。

以上が私どもで検討した入れ替え前に脱落している事業所の特性で、要は、必ずしもそれをもって賃金が上方にバイアスがかかるとまではいえないのではないかと考えています。

次に、資料2の1の(2)のイの過去の標本入れ替え時のギャップの状況ですが、こちらは4ページ、5ページのとおりです。先ほど申しあげましたように、抽出替えの月は、第一種の事業所は新しい標本とそれまでの従来の旧標本の二本立てで調査をいたします。その結果、第一種事業所を集計した30人以上統計、第二種事業所と併せて集計した5人以上統計が新旧二つ出てくるわけです。

その新旧調査結果の比率をギャップ率と私どもは呼んでおりまして、4ページはきまって支給する給与についてのギャップ率の推移です。1を下回るときは新調査結果の方が低い、1を上回るときは新調査結果の方が高いということを意味します。5人以上が昭和63年以前にないのは、現在のような5人以上の統計が平成2年からであるためです。

5ページは、直近3回の抽出替えのときの産業ごとに見たギャップ率です。これを御覧いただきますと、産業別に見るとギャップ率は1を上回ったり下回ったりと様々であることが分かるかと思えます。

これは、新調査結果と旧調査結果の双方にそれぞれ標本誤差があるわけですが、それがあいまってこういった新と旧のギャップが上になったり下になったりといったように現れていると私どもは考えております。

次に、資料2の2の(1)のア、標本入れ替えの方法の検討、あるいはイの新旧サンプルが重複する期間を長期化できないかといった点です。

6ページで、今までは2年ないし3年ごとに総入れ替え、つまり無作為抽出した別標本に入れ替えをしていた第一種事業所について、御覧のように特にギャップの縮減とかあるいは精度の向上という観点から、部分入れ替え方式、ローテーション方式の適用を考えているところです。

ローテーションとは、具体的にはこの図のように第一種事業所の全体を3組に分けまして、各組3年1か月、37か月間固定し、1年ごとにこの3分の1を入れ替えることを考えているところです。

母集団情報としましては、事業所母集団データベースの使用を考えております。できる限り最新の母集団情報を使った組が1年ごとにサンプルに入ってくるようにするわけです。

それによって、毎月勤労統計の水準がよりの確なものになると考えているところです。

また、入れ替えの際に、1か月だけそれまでやっていた組の事業所も調査いたします。

それもあって、各組の調査期間の調査月数が37か月になるわけなのですが、重複させますのは、後ほど述べます賃金、労働時間指数の接続のさせ方とも関係するものです。

1組だけ入れ替えた月、つまり1月分調査ですが、この月については、入れ替えた新しい標本と入れ替えていない組を合わせて集計した新調査結果と、入れ替える前の組の標本と入れ替えない組を合わせて集計した旧調査結果という二つの結果が出てくるわけです。

ただ、この新旧の2つのギャップは、全部を無作為抽出して別の標本に入れ替えた現在の新旧のギャップに比べれば、標本が3分の2ほど共通ですので、小さくなるものと考えています。

この3組を分けてローテーションをすとか、あるいは各組の調査期間を3年1か月にすとか、重複の期間を1か月にすとか、そういった姿はいろいろと事業所の負担とか、あるいは都道府県における実査の可能性とか、予算面とかいろいろなことを考えて、このような姿を考えた次第です。

なお、前年同月とは3分の2が継続するという形になっております。

ギャップが小さくなると申し上げたのですが、資料3参考4、16ページに参考としまして標本に共通部分があればかい離幅が小さくなる例としまして、現在でも5～29人の事業所という共通標本がある5人以上のギャップの方が総入れ替えをしている30人以上に比べてギャップが小さくなっている状況を示したものが16ページの表です。

各産業とも30人以上に比べれば5人以上の方が小さくなっているということですので、今、御説明申し上げたローテーション方式でやれば、新旧のギャップは小さくなると考えている次第です。

このローテーション方式と申しますのは、実査をお願いしております都道府県に現在、示しているわけではなくて、今までの総入れ替えからローテーションへの移行過程など、都道府県との調整が必要と考えているところです。

御参考までに、席上配布資料①としまして、現在、私どもが考えている移行過程を図示させていただきました。最初の3組のローテーションが確立するまで、経過期間があります。

また、同じく席上配布資料②としまして、非常に粗々ですけれども、現在、私どもが考えているローテーション方式への移行に当たっての業務の予定を掲げさせていただきました。

また、6ページに戻りますけれども、一点あらかじめ御指摘いただいた御意見としまして、ギャップへの対応を考えるために、新旧のギャップを事業所の脱落によるバイアス、あるいは抽出に使う名簿更新に使う標本の変化による分に分解するといったアイデアを頂いておりますが、今、御説明申し上げましたように、部分入れ替えを導入して、あとは事業所母集団データベースを活用して、順次新しい母集団情報を取り込んでいくということから、事業所脱落によるバイアスや、あるいは抽出に使う名簿更新に伴う標本の変化による分のいずれも縮小する方向で見直しをしている点は御理解いただければと存じます。



資料に沿った説明を先に進めさせていただきます。まず、資料2の2の(2)で賃金・労働時間指数のギャップの補正方法等ですが、7ページは従来の補正方法です。

従来は、前回の標本入れ替え時点から旧標本の指数を段階的に補正することによって、新標本の指数に接続させるという方式です。過去の指数の傾きが変わりますので、前年同月比等も過去に遡って改訂されるものです。

私どもはこれを8ページにあるように、今後はギャップの分だけ調整して、新しい標本の指数を作成いたしまして、旧標本の指数に接続させるという方式に変えることを考えております。過去の指数の傾きを変えるわけではないので、過去の前年同月比等の改訂は当然行わないという方式です。

このように改めるのは、9ページの半ばに※としておりますが、平成27年1月に第一種事業所の抽出替えを行ったわけなのですが、従来同様に7ページの方法で増減率など過去に遡って補正を行ったところ、前年同月比がプラスだったものがマイナスになった月が発生するなど、各方面から分かりにくいといった意見を頂きました。

そこで「毎月勤労統計の改善に関する検討会」を設置いたしまして、検討を行ったわけですが、この9ページにあるいろいろな御意見を頂いたところです。例えば四つ目のポツに、増減率はその時点の政策判断や評価に用いられた正しい情報と考えられるといった意見もありました。

私どもとしては、こういった考え方、御意見あるいはギャップの要因に標本誤差によるものが大きいこととか、標本抽出に使う名簿をできるだけ最新のものにするとしてもどうしてもラグがあるといったことから、過去の数字をあえて改めるのではなくて、利用者にとっての分かりやすさとか納得性を勘案しまして、旧標本の指数に接続させる8ページの方法が適当と考えた次第です。

また、今までは2年ないし3年に1回だった入れ替えを毎年実施することになりますので、地方調査の実査やあるいは集計をやっております都道府県の事務のことを考慮すれば、なるべく単純な方法が望ましいということもあります。

なお、資料2の2の(2)のイにある労働者数の基準数値の更新を伴う入れ替えのときも同様です。過去の前年同月比の改訂をしない以上、8ページの方法が適当と考えております。特に、今、取り入れようとしております部分入れ替えであれば、標本入れ替えの際のギャップが小さくなることが期待されますので、あえて過去の指数を補正することはせずに8ページの方法が適当とも考えられるわけです。

ここで付言させていただきますと、9ページの下に※として書かせていただいておりますけれども、ホームページなどで新標本結果だけではなくて旧標本結果もきちんと公表いたしまして、各種の情報提供をいたしまして、利用者の方にとってはいろいろな方法で補正ができるとか、そういった両者の利便性の向上を図りたいと考えております。

最後に、資料2の3に速報値と確報値で改訂される要因や傾向がありますが、これは資料3の10ページです。

毎月勤労統計では、調査票の締切日があり、ある時点で提出されている調査票を集計してそれを速報値として公表し、その後、追加された調査票を加えて確報値として公表しているところです。

従来、確報は速報に比べて、賃金水準が低いパートタイム労働者の割合が高まり、きまって支給する給与や所定内給与といったものが下方改訂される傾向が見られます。これは速報から確報にかけて、パートタイム労働者比率の高い事業所の調査票が提出されて確報に加わるためと考えているところです。

10ページの下に、各月の速報から確報への変化率をパートタイム労働者比率の違いなどで要因分解したものを載せております。一貫して赤いクロス模様の部分が大きくなっており、パートタイム労働者比率の違いが速報、確報の違いの大きな要因となっていることが分かるかと思えます。

以上で私からの説明を終わりとさせていただきます。

○北村主査 どうもありがとうございました。

時間が押しておりますので、まずは御意見を頂いた委員を中心に、今の御説明に対して追加の御質問あるいは御意見があればよろしくお願いします。

川崎委員からお願いします。

○川崎委員 ありがとうございます。

これまで厚生労働省でこの毎勤を検討されてきているというのは、ホームページなどでも承知しておりましたので、大変努力されていることがよく分かりますので、その努力には感謝したいと思います。

さはさりながら、この調査は推計と設計が本当に難しい調査だと思いますので、すぐこれで万能の解決策が出ないのではないかとこのことを考えながら今のお話を伺ってまいりました。

個別の質問を申し上げる前に私の認識を申し上げますと、今、申し上げたとおりなのですが、要はこの調査はかなり難しい設計になっていますし、推計方法も今回出していただいた資料にもあるように、いわゆる比推定という推定で割と凝った推定なのです。比推定は良い推定方法ではあるのですが、統計学の教科書にも出てきますけれども、実はバイアスを持った推計だと言われております。そういうこともありますので、やはりそれをどうコントロールするかはかなり大きな問題だと思います。

念のため言いますが、バイアスがあるからいけないということではなくて、バイアスはばらつきを抑えるために、あえてそういう推計方法を使うのだということをやっているのは他の調査でもある例なので、これ自体が悪いということでは全くないのです。

そうしますと、今日いろいろ御説明いただいているのですが、一つ私が大事だと思うのは、ギャップが起こっていることは事実でもありますし、ずっと過去からの数字を拝見しますと、やはりマイナスになっている方が圧倒的に多いわけです。プラスとマイナス両方あるとおっしゃりましたけれども、マイナスの方が多くいわけで、それは何らかのバイアス

が生じていると見るべきだと私は思うのです。

そうすると、その要因は何にあるのだろうかというのを見付ける作業をしていかないといけないと私は思うのです。その要因を分解すると、標本の設計に起因する部分、実査で非回答に起因する部分、未記入に起因する部分、もう一つは乗率といいますか、ここはリンク・リラティブという方法でやっておられますけれども、そこのベンチマークの数字がどれくらい頼りになるベンチマークなのかという論点もあると思います。

そういうことを全部ひっくるめてどこに原因があるかを見ていかなければいけないので、今回、提案された方法は改善には資すると思うのですが、その効果はやや限定的ではないかと直感的に思っております。

その中で一つ、ローテーション方式を導入されているのは良いことだと思います。しかし、厚生労働省でも認識されていると思うのですが、ローテーション方式はそれが小規模の事業所でうまくいっているのではないかというのは、ローテーションがうまくいっているというよりも、実は地域抽出だからうまくいっているということだと私は思います。ギャップが少ないのはそういう理由だと思います。その意味では、ローテーションを導入した場合、多分フレームの交代が起こる度に中規模以上のところは、ギャップは前よりは小幅になるかもしれませんが、残るのではないかと思っております。

だから、この辺りをどう考えるかということが私も問題意識です。そこで、お尋ねしたいのは、このバイアスについて要因を分けていくような分析をこれまでされたことがあるでしょうかという点です。

すみません。長くなりました。

○北村主査 ほかに。関根委員、どうぞ。

○関根委員 私も非常にいろいろ御苦労が多いことは百も承知なのですが、今、川崎委員からお話がありました、ギャップが何で生じているのかについて分析することは非常に重要なのではないかと思っております。それが一点目のコメントです。

二点目につきましては、御検討いただいている大きなフレームワーク、特に、先ほど御説明いただきました資料の6ページでは、ローテーションを使っていくということと事業所母集団データベースを使うという2つが書かれていましたが、私としましてはこの2つは両方とも重要であると思っております。ギャップの要因が一体何によるかによって、どちらがより重要なのかとかいうこともあるのですが、先ほどの御説明の中ではそれが分からないのでどちらもやるとおっしゃっていたように聞こえたので、実際にインプリメントするときには、ローテーション方式の採用も、事業所母集団データベースの使用も、両方の実施が、非常に重要ではないかと思った次第です。

以上です。

○北村主査 他にはありますか。

今の御質問は、主にギャップの要因をもう少し掘り下げて分析した上で方策を考えた方がよい。もし方策を考えるにしても、おそらくローテーションとか事業所母集団データベ

ースを使用するのは正しい方向だとは思いますが、今、出された御回答ですと、かなり素朴な統計というか、簡単な比較、ギャップ率とか、印象論としてギャップを踏まえた賃金、労働時間の修正方法を今までの方法から変えますというところも、もう一つ説得力のある数字が出てきた上でのお話ではなかったと思うのですが、その辺も含めて御回答いただけますか。

**○石原厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課長** このギャップの要因につきましては時間が限られていて十分な分析ができていないところですが、ローテーション方式の導入と事業所母集団データベースの利用によって、ギャップが一定程度縮小することが期待されると考えています。

また、本日説明した前年同月比は改めないといった補正方法につきましても、御理解いただきたいところです。

ただ、ギャップの要因そのものについては、今後も研究をし、いろいろと分析してまいりたいと思います。ギャップが出ることについては、その原因を探っていくことは統計メーカーとしては当然かと思えます。

**○関根委員** 事前に質問の中に入れていなかったことをこの場でお伺いしてしまうこととなりますので、大変申しわけないのですが、本日頂いた席上配布資料の中の、御説明いただかなかった最後のページにございます提出率とか未回答がどのくらいあったか、その時に欠測値の補完をどうしているのかは、先ほどの川崎委員のお話の中にもありましたように、これもギャップに影響を与える大きな要因になりかねないと思うのですが、そこについて特に分析とか御説明とかありますでしょうか。

**○手計厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課課長補佐** 今の御指摘の件ですけれども、確かに回収率の影響とかは当然あると思えます。

先ほど、課長から説明しました参考資料の通し番号15ページなどには、脱落事業所と言っているのが未回答の場合と廃業とかになった場合は区別ができていないのですが、そこまで区別するのが難しいという状況もありましたので、とりあえず現段階の資料として資料3参考3-2という形で出ささせていただいたので、現状、それ以上の分析ができていないわけでは不是すけれども、この脱落事業所の中には未回答の事業所も含まれております。

**○北村主査** 関根委員、どうですか。

**○関根委員** そのことは良いのですが、もう少し定量面も含めて検討していただくとして、今、お伺いしたかったことのもう一つは、欠測値補完のやり方なのですが、脱落したサンプルとか御回答いただかなかった項目とか、そういったものは実際にはどういう調整をされているのでしょうか。

**○石原厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課長** 実際は未提出の事業所については、逆の言い方をすれば回収した、提出のあった調査票について集計して公表していますので、そういう意味では特段補正とかはしていないところです。

ただ、提出率が御覧のとおり100ではないのですが、毎勤の推計方法からして、そ

れは推計乗率が高めになりますので、それによって例えば提出率が低いために推計労働者数が減ってしまうとかいったことはないところです。

ただ、未提出の事業所が賃金とか統計にどういうバイアスを与えているかについては、関心はありますけれども、未提出でありますので、逆の言い方をすれば調査に協力してくれないので、なかなか難しいです。

標本の入れ替えをしたときに、そういうところが少なくなるという効果はあるのではないかと思いますけれども、直接定量的な分析はできていないところです。

○北村主査 川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 今の点に関して質問ですが、そうすると提出されたところは記入漏れとか記入誤りといいますか、異常な記入とかは全くないと話をされているような気がして、未提出だけが問題だとおっしゃっているように聞こえるのですが、記入漏れも当然ありますよね。それをどう処理されているかというのが関根委員の御質問でもあったかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○手計厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課課長補佐 席上配布に掲げられている数より、内容審査等によって不適切という判断がなされたものは、特段の補正はすることなく集計対象から除外しているといった形で処理しているところです。

○北村主査 それは項目だけではなくて、その企業自体を外してということですね。

○手計厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課課長補佐 そうです。その事業所の調査票を除外するということになります。

○石原厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課長 補足させていただきますと、除外する場合がありますし、事業所に尋ねて賃金の額を訂正する場合があります。そういうたいわゆる内容点検は毎月やっているところです。

○北村主査 河井委員、野呂委員、中村委員、何か御質問はありますか。よろしいですか。何かあればお願いします。

○中村委員 指数の接続方法について御提案があったわけですが、その場合実数については接続しないという理解でよろしいのでしょうか。

○石原厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課長 実数については特にそういう措置は講じませんので、そういう意味では断層ができてくるということはありません。

○中村委員 ですから、非標本エラーなども特段の調整を行わずそのまま出すということですか。

○石原厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課長 そうです。

○北村主査 どうぞ。

○野呂委員 単純な質問ですが、先ほど御説明のギャップの原因が何によるものかですが、脱落サンプルの属性に偏りがあるために、継続サンプルの属性が変わってくるのがギャップの原因だとしましたら、どちらかという新旧サンプルの結果につきましては、新のサンプルの方が真の値に近いということになるのではないかと思います。そうい

うことから、現在のやり方は新のサンプルの結果をベースに過去を補正するという事になったのではないかと思うのですが、もしギャップの原因が旧サンプルの属性がやや上昇したことにより起こっているということであれば、旧サンプルに合わせて補正する、しかもそれを何回も繰り返すことによって、ギャップの要因が累積するということはないのでしょうか。

○石原厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課長 その場合は、もしそのようにギャップが出るのであれば累積することになるかと思えます。

○野呂委員 新旧サンプルが上に行ったり下に行ったり五分五分でしたら、何回もやっているうちに相殺されていくと思うのですが、旧サンプルが新サンプルよりもどちらかといえば上に行く傾向が強いときは、これを繰り返すと次第にかい離が大きくなるような気がするという御質問です。

○石原厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課長 それについては、当然、特に調査産業計とかになると、4ページにあったような過去のギャップ率の数字が出ていますので、注釈などで注意は喚起しないといけないと思えます。

ただ、30人以上あるいは5人以上事業所における前年同月比とか変化率をその時々で出しているわけですので、それを尊重して過去の数字は変えない方式を考えているわけです。

○北村主査 よろしいですか。

○野呂委員 いずれにしましても、継続サンプルと脱落サンプルの属性の違いによってどの程度影響があるかをはっきりさせないと、そもそもこの接ぎ木の仕方そのものが良いのかどうかを判断できないのではないかと私は思います。

○北村主査 河井委員。

○河井委員 私も接ぎ木といいますか、資料2-2の7ページとか8ページで、確かに今後の補正方法だと伸び率は変更しなくてよいという意味では、利用者の観点からすると望ましいのかもしれないのですけれども、何でこんなギャップが出てくるのかは明らかにしてほしい。サンプルが変更されたことが理由なのか、あるいは指数が持っている特性みたいなものもあると思うのですけれども、ラスパイレスを使うのであればラスパイレスのバイアスもあるだろうし、そういう指数の属性によるのかとか、なぜこういうことがあるのかというのは明らかにしないと、ただ「以前と違った補正の仕方をします。伸び率は変わりません」というののだけだと説得力がないかなと思いました。

○北村主査 他の委員の方から何かありますか。

では、部会長。

○西村部会長 正直言って、これでは少し難しい。説明できていないという感じです。これを諮問会議に出したら、どうしようもないという感じがします。特に、定量的な根拠がないところが一番大きいところだと思います。

先ほどありましたように、バイアスがどこから出ているか。もちろんそれをきちんと定量的に出すのは難しいかもしれませんが、ある程度のことは分かるはずなので、そ

れをしっかりと出してもらわないと、これは説明になっていないという感じがします。

特に、現在発生している問題を分けてみて考えないといけないということです。そのためにはデータを出さないと分からないという感じがします。

先ほどもありましたけれども、脱落事業所はどのような脱落事業所なのか、それについてのある程度のデータが出てこない、これは判断のしようがないですし、消えていく事業所の平均賃金という話ですが、消えていく事業所は数が少ないですからものすごくばらつきができますので、平均が非常に揺らぎますし、ボラタイルになります。そういったことを含めてきちんとしたデータで説明していただかないと分からないし、そのデータがあれば改善策によってどの程度の改善ができるのか、ある程度のめどがつくという形にしているだけで困ります。

残念ながら、この形では私は統計委員会委員長として外に出すわけにはいかないですね。

**○北村主査** 私は主査としても、取りまとめをもう少し具体的に数値を出していただくべきであったと思いますし、今、御意見あるいは御説明があったように、論点の整理として数値を使った説明が不十分であったと思いますので、この審議は、もう一回事務局に受け取らせていただいて、厚生労働省に追加的な資料の提出とか計算、統計も含めて提出していただくことも可能性として含めて、主査の私に預らせていただきたいと思います。

委員の皆様には、進行の方針が決まりましたら事務局を通してお知らせしたいと思いますが、この時点ではこういう方向でいきたいと思いますという結論に達していないということで、預らせていただきたいと思います。

それでは、議事を西村部会長に戻させていただきます。

**○西村部会長** 北村主査、どうもありがとうございました。

これから他の件についてもお話ししますが、今後は1月に法人企業統計及び海面漁業生産統計の確認、2月に昨年審議した家計統計のフォローアップ及び個別の審議を端緒とするサンプルに関する横断的な課題についての議論を行い、3月には報告書を取りまとめたいと思います。

ただ今、北村主査にお願いした毎月勤労統計についても、どのタイミングで確認するかは主査とも相談しながら後日考えていきたいと思っています。関係府省におかれましては、資料作成や部会での説明など、御協力をお願いすることになるかと思っています。その際の御協力をお願いいたします。

また、4月には統計委員会が総務省に移管されることから、3月には一度取りまとめを行って、甘利大臣に検討結果の御報告ができるようにしておきたいと思っています。これはすごくハードルが高いですし、もし報告できなかった場合には報告できなかったと正直に言わざるを得ません。統計委員会としての良心がありますし、その良心に従って考えていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

今年度中に取りまとめが行われますよう、委員の皆様方にも取りまとめに向けた効率的な審議への御協力をお願いしたいと思います。

それでは、本日の部会はこれまでとさせていただきます。

最後に、次回の基本計画部会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の基本計画部会は、1月21日10時から開催予定の統計委員会終了後に、中央合同庁舎4号館共用1208特別会議室において開催します。詳細は別途お知らせいたします。

○西村部会長 それでは、以上をもちまして、本日の基本計画部会を終了いたします。  
どうもありがとうございました。